

全国の特別支援学校における金銭管理教育と 社会資源の活用について

小野 由美子*、川崎 孝明**

はじめに

- 1 調査の目的と方法
- 2 結果
 - 2-1 生活とお金に関する授業のニーズと実施状況
 - 2-2 外部の講師や機関の活用、地域の連携者との協力体制
- 3 考察
 - 3-1 特別支援学校における生活とお金に関する授業について
 - 3-2 外部機関や地域の連携先との関わりについて

終わりに

はじめに

障害のある児童や生徒が通う特別支援学校では、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点から、個人の教育的ニーズを把握した指導や支援が実施されている。本研究は、知的障害のある生徒が通う特別支援学校において金銭管理に関わる授業の実施状況や必要性、外部の講師や機関の活用、地域との連携のあり方について検討する。先行研究では、知的障害特別支援学校における家庭科教育の役割と意義について、①生徒が家庭生活活動について知ることができる、②家庭と連携・協力して生活に活かせるようになる、③生徒が家庭生活や将来の生活を意識する、④家庭科の教育活動そのものが生徒の生活支援・地域支援につながることの4点が指摘され¹⁾、充実した家庭科教育が全ての知的障害特別支援学校において展開されることが期待されている。一方で、特別支援学校中学部では被服と食物の分野に偏り、栄養理論、家庭経済分野、保育分野、福祉分野など

* 小野 由美子（東京家政学院大学 准教授）

** 川崎 孝明（尚絅大学短期大学部 准教授）

は学ぶ機会が与えられていない実態が報告されている²⁾。特別支援学校の高等部における知的障害のある生徒の消費者教育についての研究や³⁾、知的障害児に対する数学などで実施された買い物学習⁴⁾、携帯電話を用いた買い物指導について実践報告がされている⁵⁾。買い物学習を通した金銭処理の系統的な指導の研究では、生徒のもつ数の理解に配慮した貨幣の取り扱いが検討されており、どのようにお金を使って買い物をするかという「金銭処理」について段階モデルが提示され、値段は「ちょうど」の理解の上に「少し大きい」の理解が成立することなどが教育実践を通して確認されている⁶⁾。しかしながら特別支援学校などでの生活とお金に関する教育は、その必要性や可能性が認識されながらも、体系的な推進に至っているとは言い難い状況にある。

障害のある生徒に活用できる消費者教育の教材について行政が作成した素材には千葉市消費生活センターの障害者向けの映像教材「相談する勇気～悪質商法に負けないぞ！～」(2013年度)、福岡県消費生活センター作成のパンフレット「どんなところにもトラブルのタネ＜障がい者編＞」(2013年度)がある。神奈川県でも社会生活を始める知的障害者向けの「こんなとき、どうすれば!? -消費者トラブルに、あわないために-」(2014年度)、知的障害等のある中学生向けの「『お金のつかい方』を学ぼう！」(2015年度)、働く知的障害者向けにトラブル事例と対処法について紹介した「これで安心、大丈夫！」(2016年度)というリーフレットを連続して作成した。熊本県が2015年度に作成した本人向けのリーフレット「消費者トラブルをなくそう！困った時は相談だ！」には、見守りのための支援者向けの手引書が付いており、社会人としての生活を間近に控えた特別支援学校高等部の生徒から社会人にまで役立つ内容となっている。東京都消費生活総合センター作成のWeb版読本「ちえとまなぶのす～っと役立つお金の話」(2016年度)は、特別支援学校高等部に在籍している軽度の知的障害のある生徒や若者を対象にしている。2017年度にはさいたま市消費生活総合センターの障害者向け消費者教育DVD「その悪質商法チョットマッタ!!」や、岡山県消費生活センターによる知的障がいのある方向けの社会生活授業パック「毎日の生活で困ったとき どうすればいいかな？」が制作されている。

地域生活における知的障害者等の消費生活トラブルとその支援に関する研究では、支援の内容と関連諸機関の連携について整理がされている⁷⁾。例えば、日常の生活支援は生活支援職員などが主に担うが、問題を予防したり交渉する際には消費生活センターが関わり、「闘う」場面では弁護士も加わり、事後には生活支援職員や消費生活センターがフォローアップするというように、各専門家の相互関係が成り立っている。悪質商法により支援者が早急に対応した事例がある一方で、本人が購入の意義を認めているなどして一概には解約できない事例も多い。浪費をどこまで不適切な消費と見なすか、どこまでどのような金銭管理学習ができれば消費生活を認めるのか、支援者には当事者の意思や管理習慣に応じた支援をする体制作りが課題とされている。

近年では障害のある人々の自己決定の機会に関わる研究が蓄積されており、知的障害者は健常者に比べて自己決定をする機会が限られているが、個人的な要因を変えることに限界があることから環境要因に目を向けた支援環境整備の重要性も指摘されている⁸⁾。地域生活における知的障害者の消費者行動について、意思決定支援に対する支援者の意識を明

らかにした研究では、「消費者行動を共有する意識」「消費者利益を目指す意識」「消費者行動における危機への問題解決に対する意識」の3つのクラスターを支援者が意識していたことを明らかにしている⁹⁾。知的障害者や関係者を対象にした研修における評価を検討したものでは、「演劇」を支援者と一緒に観劇する方法への期待や、相談先の確保や成年後見人制度等のような被害に対応する制度への関心がみられた¹⁰⁾。知的障害等のある人の消費者問題が検討され、支援者の取り組みの方向性を示唆する知見が見出されている中、地域にある社会資源との関わりで具体的な支援体制の枠組みの提示が求められている。

1 調査の目的と方法

関東圏の特別支援学校の教員を対象に実施した先行調査^{11) 12)}では、お金に関する授業等を9割以上の教員が実施しており、生活単元学習や進路学習、家庭科などの授業で取り扱われていた。特別支援学校は各校で規模や環境が大きく異なり、消費者教育の推進には障害や生活経験に合わせた素材が求められていた。全国の特別支援学校を対象にした本調査では、生活に関わるお金の教育の実態を把握する調査を実施して、地域の社会資源の関わり合いについてもあわせて検討する。障害のある人が地域で暮らし続けるためには「お金のスキル」に加えて、消費者問題の未然防止と早期解決のために家族や支援者との安定した関係が不可欠なのである。

全国の特別支援学校について各都道府県の教育委員会のホームページに掲載されている学校情報を手掛かりにして1,105校のリストを作成した。校長を通じて、進路指導及び家庭科等、生活支援関連の担当者宛の依頼文を添付する形で、家計管理に関する教育支援の現状について調査票を用いた郵送調査を2016年12月～2017年1月にかけて実施した。調査に協力頂いた教員は714人で、1,105の学校数に占める割合は64.6%となった。調査項目は、①基本属性、②生活とお金に関する授業のニーズ、③お金に関する授業等の実施状況、④外部の講師や機関の活用状況、⑤授業等で扱いたいテーマ、⑥地域の連携者と協力体制に関する事項とした。あわせて、熊本県と北海道の特別支援学校においてヒアリング調査を実施して、調査内容をまとめるにあたっての参考とした。

2 結果

2-1 生活とお金に関する授業のニーズと実施状況

①基本属性

調査対象者714人のうち男性は43.8%、女性55.9%、無回答0.3%だった。主な担当科目を複数回答で尋ねたところ、家庭科36.3%、進路指導58.1%、その他8.8%であった。年齢は24歳から64歳までの平均47.0歳であり、在職年数は19.2年、最短が1年、最長が40年であった。所属学校は初等部6.7%、中等部11.8%、高等部79.4%、院内学級などの「その他」10.5%であった。回答のあった特別支援学校の98.5%に、知的障害のある生

徒が在籍していた。(表1) (表2)

表1 調査対象者の属性の分布(714人)

		人数	割合(%)
性別	男性	313	43.8
	女性	399	55.9
	無回答	2	0.3
年齢	平均値±SD(範囲)	47.0±8.0(24-64)	
	40歳未満	120	16.8
	40歳以上 50歳未満	298	41.7
	50歳以上	283	39.6
	無回答	13	1.8
在職年数	平均値±SD(範囲)	19.2±10.7(0-40)	
	15年未満	261	36.6
	15年以上 25年未満	178	24.9
	25年以上	261	36.6
	無回答	14	2.0
担当科目等(複数回答)	家庭科	259	36.3
	進路指導	415	58.1
	その他	63	8.8
所属学校(複数回答)	初等部	48	6.7
	中等部	84	11.8
	高等部	567	79.4
	その他	75	10.5
地域	北海道	49	6.9
	東北	94	13.2
	首都圏	108	15.1
	北関東・甲信越	92	12.9
	中部・北陸	83	11.6
	近畿	94	13.2
	中国	53	7.4
	四国	33	4.6
	九州・沖縄	106	14.8
	無回答	2	0.3
生徒数規模	1人以上 30人未満	182	25.5
	30人以上 50人未満	98	13.7
	50人以上 100人未満	165	23.1
	100人以上 200人未満	174	24.4
	200人以上 300人未満	62	8.7
	300人以上	21	2.9
	無回答	12	1.7
知的障害のある生徒の有無	在籍している	703	98.5
	在籍していない	8	1.1
	無回答	3	0.4

表2 性別と担当科目等の状況

項目	男性		女性		合計	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
家庭科	10	3.9	249	96.1	259	100.0
進路指導	275	66.3	140	33.7	415	100.0
その他	32	50.8	31	49.2	63	100.0

②生活とお金に関する授業のニーズと実施状況

生活とお金に関する授業や講座の必要性を感じる機会が「よくある」との回答が57.7%、「ときどきある」38.0%、「あまりない」2.9%、無回答1.3%という結果だった。(表3)

調査対象者の属性による違いはあるのだろうか。本研究では、性別（男性／女性）はMann-Whitney U検定、年齢（40歳未満／40歳以上50歳未満／50歳以上）、在職年数（15年未満／15年以上25年未満／25年以上）、地域（北海道／東北／首都圏／北関東・甲信越／中部・北陸／近畿／中国／四国／九州・沖縄）、生徒規模数（1人以上30人未満／30人以上50人未満／50人以上100人未満／100人以上200人未満／200人以上300人未満／300人以上）の4つはKruskal-Wallis H検定を用いて属性による違いを検討していくこととするが、生活とお金に関する授業の必要性を感じる頻度については性別による違いが認められ（有意水準1%、P=0.007）、女性の教員は男性教員より授業の必要性を感じる機会が多い。(表4)

表3 お金の使い方に関する授業等の必要性を感じる機会

項目	人数	割合(%)
よくある	412	57.7
ときどきある	271	38.0
あまりない	21	2.9
ない	1	0.1
無回答	9	1.3
合計	714	100.0

表4 お金の使い方に関する授業等の必要性を感じる機会（属性別）

	統計量	p 値
性別	2.683	0.007 **
年齢	3.957	0.138
在職年数	4.810	0.090
地域	14.236	0.076
生徒数規模	8.552	0.128

性別はMann-Whitney U検定、性別以外はKruskal-Wallis のH検定を適用

項目ごとに無回答を除いて作表

**p≤0.01

続いて、生活とお金に関する授業や講座の必要性を感じる機会が「よくある」あるいは「ときどきある」と回答した人に、その場面について対象者別に複数回答の質問をしたところ、生徒では「授業の場面」69.1%、「授業以外の学校生活」66.3%、「家庭生活」56.1%で割合が高かった。「家庭生活」については保護者と卒業生でそれぞれ47.4%と45.7%という結果であった。「実習先・職場」は卒業生が44.2%、生徒が36.2%と続いた。「その他」の自由記述欄について対象者別にみると、生徒については「校外学習」「休日の友人との付き合い」などがあげられた。保護者では「面談や懇談の場面」、卒業生では「青年学級やグループホームなどの生活場面」という回答があった。(表5)

表5 対象と場面別にみたお金の使い方に関する授業等の必要性を感じる機会
(「よくある」「ときどきある」と回答した 683 人中)

項目	授業の場面		授業以外の学校生活		家庭生活		実習先・職場		その他	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
生徒	472	69.1	453	66.3	383	56.1	247	36.2	23	3.4
保護者	9	1.3	37	5.4	324	47.4	57	8.3	21	3.1
卒業生	11	1.6	43	6.3	312	45.7	302	44.2	29	4.2
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	0.6	0	0.0

お金に関する授業等を89.9%の教員が実施していた(表6)。実施状況は科目ごとに4件法(実施したことがない／2回未満／2回以上10回未満／10回以上)の順序尺度で質問していることから、その代表値である中央値で比較すると、3と高い科目が「算数・数学」「進路学習」「校外学習」「生活単元学習」「日常生活の指導の場面」、2が「家庭科」「その他」、1が「国語」「社会」「課題学習」であった。(表7)

表6 お金の使い方に関する授業等の実施

	人数	割合(%)
はい	642	89.9
いいえ	68	9.5
無回答	4	0.6
合計	714	100.0

表7 お金の使い方に関する授業等の実施状況（過去3年以内）

項目	中央値	実施したことがない		2回未満		2回以上 10回未満		10回以上		合計	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
家庭科	2	165	36.7	81	18.0	179	39.9	24	5.3	449	100.0
算数・数学	3	68	14.4	44	9.3	203	42.9	158	33.4	473	100.0
国語	1	283	89.8	16	5.1	12	3.8	4	1.3	315	100.0
社会	1	218	68.1	38	11.9	49	15.3	15	4.7	320	100.0
進路学習	3	92	19.8	106	22.8	218	46.9	49	10.5	465	100.0
校外学習	3	39	7.9	98	20.0	278	56.6	76	15.5	491	100.0
課題学習	1	181	54.4	29	8.7	79	23.7	44	13.2	333	100.0
生活単元学習	3	110	24.4	77	17.1	180	39.9	84	18.6	451	100.0
日常生活の指導の場面	3	131	31.3	62	14.8	142	34.0	83	19.9	418	100.0
その他	2	57	38.8	18	12.2	50	34.0	22	15.0	147	100.0

お金に関する授業等の実施状況を属性別にみると、性別では「家庭科（有意水準0.1%、P=0.000）」と「進路学習（有意水準5%、P=0.003）」で有意な違いがあった。これは調査協力者の属性によるもので、家庭科担当の96.1%が女性、進路指導担当の66.3%が男性ということからも説明ができる。続いて、年齢では「社会（有意水準1%、P=0.002）」と「校外学習（有意水準5%、P=0.049）」で、在職年数では「算数・数学（有意水準5%、P=0.027）」「校外学習（有意水準1%、P=0.007）」「生活単元学習（有意水準5%、P=0.037）」で有意な差があった。地域では「家庭科（有意水準5%、P=0.031）」「社会（有意水準1%、P=0.001）」「校外学習（有意水準1%、P=0.003）」「生活単元学習（有意水準0.1%、P=0.000）」で、生徒数規模では「進路学習（有意水準0.1%、P=0.001）」で有意差が認められた。特別支援学校における生活とお金に関する授業等に地域性が伺えること、進路学習における実施には生徒数の規模にも関連があることがわかった。（表8）

表8 お金の使い方に関する授業等の実施（過去3年以内）（属性別）

		人数	統計量	p 値
性別 ×	家庭科	448	6.727	0.000 ***
	算数・数学	473	1.115	0.291
	国語	315	-0.646	0.518
	社会	320	-1.381	0.167
	進路学習	465	-2.978	0.003 *
	校外学習	491	1.005	0.316
	課題学習	333	-0.717	0.473
	生活単元学習	451	-2.250	0.024
	日常生活の指導の場面	418	0.14	0.905
年齢 ×	その他	147	0.257	0.797
	家庭科	443	4.087	0.130
	算数・数学	464	2.717	0.257
	国語	310	2.438	0.295
	社会	316	12.82	0.002 **
	進路学習	457	2.653	0.265
	校外学習	481	6.048	0.049 *
	課題学習	329	0.462	0.794
	生活単元学習	448	2.780	0.249
在職年数 ×	日常生活の指導の場面	413	0.373	0.830
	その他	142	2.699	0.259
	家庭科	444	1.066	0.587
	算数・数学	464	7.201	0.027 *
	国語	310	0.151	0.927
	社会	316	0.315	0.854
	進路学習	456	2.266	0.322
	校外学習	481	9.83	0.007 **
	課題学習	328	0.54	0.763
地域 ×	生活単元学習	445	6.609	0.037 *
	日常生活の指導の場面	411	1.196	0.550
	その他	142	1.095	0.578
	家庭科	448	16.880	0.031 *
	算数・数学	473	5.200	0.736
	国語	315	5.143	0.742
	社会	320	25.942	0.001 **
	進路学習	465	9.396	0.310
	校外学習	491	23.016	0.003 **
生徒数規模 ×	課題学習	333	14.149	0.078
	生活単元学習	450	28.993	0.000 ***
	日常生活の指導の場面	418	11.362	0.182
	その他	147	8.770	0.362
	家庭科	440	2.861	0.721
	算数・数学	469	7.544	0.183
	国語	311	6.971	0.223
	社会	317	4.574	0.470
	進路学習	460	20.738	0.001 ***

性別は Mann-Whitney U 検定、性別以外は Kruskal-Wallis の H 検定を適用
項目ごとに無回答を除いて作表

***p≤0.001, **p≤0.01, *p≤0.05

お金に関する授業等を実施していない68人にその理由を複数回答で尋ねたところ、64人(94.1%)が「他に優先することがあるから」と回答した。次いで「その他」40人(58.8%)、「適切な教材がないから」19人(27.9%)、「必要性を感じないから」13人(19.1%)、「何をしてよいかわからないから」12人(17.6%)、「他の教員との調整が難しいから」11人(16.2%)、「無回答」9人(13.2%)という結果であった。(表9)

表9 お金の使い方に関する授業等を実施しなかった理由

(授業等を実施していない68人中)(複数回答)

項目	人数	割合(%)
何をしてよいかわからないから	12	17.6
適切な教材がないから	19	27.9
他の教員との調整が難しいから	11	16.2
必要性を感じないから	13	19.1
他に優先する事があるから	64	94.1
その他	40	58.8
無回答	9	13.2

お金の使い方に関する授業等を実施しなかった理由について自由記述欄には「障害の重さ」「家庭との調整」「優先度」「家庭科」「指導方法」に関わり、次のような回答があった。

【障害の重さ】

- 重度重複障害の子どもたちが在籍している学校のため、お金を使う段階にない。
- 内容が高度で現在の生徒実態からすると必要性を感じない。
- 数の概念を習得するのが困難なので実施していない。
- お金の使い方を学習するには実際にお金を使う経験が必要。その点において本校の知的障害のある生徒は圧倒的に経験不足であり、生徒の受け入れる準備が整っていない。

【家庭との調整】

- 家庭の事情が絡んでくるので深く介入できていない。
- 保護者との情報共有が必要なのと、おこづかいは実質的に搬化しにくい。

【優先度】

- お金についてもとてもやりたいが、どうしても現在に関わることが先になってしまう。
- 授業時間が少ないので組み入れられない。
- 時間的に余裕がなく、金銭の知識や計算が必要とは思わない。

【家庭科】

- 家庭科では被服と調理を中心に取り組んでいる。
- 家庭科の授業では個に応じて学習を進めたため時間がなかった。

【指導方法】

- 一人一人に応じた指導プログラムがよくわからない。
- 指導の系統性や到達度が曖昧で、同じようなことを繰り返し学習しているが、身についていないと感じる。

次に、お金の使い方に関する授業等で取り扱いたいテーマについて4件法（全く思わない／あまり思わない／やや思う／とても思う）で尋ねた。中央値で比較すると、4と高いテーマが「買い物の方法」「生活費やこづかいの管理」「キャッシュセールスなどの消費者トラブル」「スマートなどの消費者トラブル」、続いて中央値3のテーマには「税金や社会保険のしくみ」「電子マネーのしくみ」「クレジットのしくみ」があがった。（表10）

表10 お金の使い方に関する授業等で扱いたいテーマ

項目	中央値	全く思わない		あまり思わない		やや思う		とても思う		合計
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	
買い物の方法	4	7	1.0	34	4.9	193	27.9	458	66.2	692 100.0
生活費やこづかいの管理	4	6	0.9	18	2.6	122	17.5	553	79.1	699 100.0
税金や社会保険のしくみ	3	17	2.5	117	17.2	349	51.4	196	28.9	679 100.0
キャッシュセールスなどの消費者トラブル	4	9	1.3	34	4.9	213	30.9	434	62.9	690 100.0
携帯電話・スマートなどの消費者トラブル	4	7	1.0	17	2.5	143	20.6	526	75.9	693 100.0
電子マネーのしくみ	3	25	3.7	144	21.2	311	45.8	199	29.3	679 100.0
クレジットのしくみ	3	24	3.5	131	19.3	317	46.7	207	30.5	679 100.0

お金の使い方に関する授業等で取り扱いたいテーマについて属性別にみると、性別では「キャッシュセールスなどの消費者トラブル」で有意な違いがあった（有意水準5%、P=0.037）。生徒数規模では「生活費やこづかいの管理（有意水準1%、P=0.002）」「キャッシュセールスなどの消費者トラブル（有意水準1%、P=0.004）」「スマートフォンなどの消費者トラブル（有意水準5%、P=0.013）」で有意差が認められたが、年齢、在職年数、地域による違いはなかった。（表11）

表11 お金の使い方に関する授業等で扱いたいテーマ（属性別）

		人数	統計量	p 値
性別 ×	買い物の方法	691	-0.559	0.576
	生活費やこづかいの管理	698	-0.933	0.351
	税金や社会保険のしきみ	679	-1.232	0.218
	キャッシュセールスなどの消費者トラブル	689	2.090	0.037 *
	携帯電話・スマートフォンに関わる消費者トラブル	692	0.496	0.620
	電子マネーのしきみ	678	1.489	0.137
	クレジットのしきみ	678	1.290	0.197
年齢 ×	買い物の方法	680	0.649	0.723
	生活費やこづかいの管理	687	1.391	0.499
	税金や社会保険のしきみ	668	1.994	0.369
	キャッシュセールスなどの消費者トラブル	678	1.635	0.441
	携帯電話・スマートフォンに関わる消費者トラブル	681	2.913	0.334
	電子マネーのしきみ	667	0.999	0.607
	クレジットのしきみ	667	0.374	0.829
在職年数 ×	買い物の方法	679	0.074	0.964
	生活費やこづかいの管理	686	0.967	0.617
	税金や社会保険のしきみ	667	2.063	0.356
	キャッシュセールスなどの消費者トラブル	677	0.275	0.872
	携帯電話・スマートフォンに関わる消費者トラブル	680	4.335	0.114
	電子マネーのしきみ	666	2.551	0.279
	クレジットのしきみ	666	0.760	0.963
地域 ×	買い物の方法	691	11.065	0.198
	生活費やこづかいの管理	698	7.380	0.496
	税金や社会保険のしきみ	679	10.657	0.222
	キャッシュセールスなどの消費者トラブル	689	6.354	0.608
	携帯電話・スマートフォンに関わる消費者トラブル	692	3.780	0.876
	電子マネーのしきみ	678	3.736	0.880
	クレジットのしきみ	678	3.626	0.889
生徒数規模 ×	買い物の方法	681	9.501	0.091
	生活費やこづかいの管理	688	18.814	0.002 **
	税金や社会保険のしきみ	669	5.674	0.339
	キャッシュセールスなどの消費者トラブル	679	17.438	0.004 **
	携帯電話・スマートフォンに関わる消費者トラブル	682	14.481	0.013 *
	電子マネーのしきみ	669	2.676	0.750
	クレジットのしきみ	669	3.780	0.582

性別は Mann-Whitney U 検定、性別以外は Kruskal-Wallis の H 検定を適用

項目ごとに無回答を除いて作表

**p≤0.01, *p≤0.05

お金の使い方に関する授業等で取り扱いたいテーマについて、自由記述欄に次のような記述があった。

【人間関係とお金】

- おごったり、おごられたりすること
- 割り勘については大きなテーマであり、主に数学で扱っている。
- 友人や家族などとのお金の貸し借り（頼まれて貸してしまい、戻ってこないというトラブルに見舞われることが度々ある）
- 交際費
- 冠婚葬祭

【消費生活】

- 金融機関の利用方法
- 金銭感覚、物の大体の値段・相場
- 金銭にかかる様々なトラブルとその対応
- 障害者手帳の各種割引制度の利用方法
- 節電、節水などのコスト
- プリペイドカード
- インターネット通販
- ネットオークションでの中古品売買
- 困ったときの相談方法

【生活設計】

- 卒業後の給料の使い方
- 預貯金について（貯金をする理由、金融機関の種類、印鑑の必要性や保管、キャッシュカードの取り扱い方等）
- 借金・ローン・クレジットカードの仕組み
- 生命保険

【社会保障・社会保険等】

- 障害者手帳
- 税金
- 障害基礎年金の受給と管理
- 医療費の支払い
- 健康保険などの社会保険

【就職】

- 給与の振り込まれ方や明細の見方、ATMの使い方など
- 公共交通機関の利用
- 自動車の維持費任意保険法定費用と罰則（自動車購入、自動車学校）
- 失業手当（離職手続き、失業認定の説明会に同行した経験あり。仕組みや書類が難しいので、軽度の知的障害のある人には個別の説明が不可欠）
- お金の価値や働く意義

【家庭】

- 「買い物の方法」は小中学部でも実施しているが、高等部では家庭でも実践してほしい。
- 親が財布を握っていて生徒が買い物をする場面が少ない。高等部生でもほとんど親が選んでいる。
- 生徒や卒業生の家庭における経済水準の影響で、生活必需品などの概念が全く違う生徒がいる（毎日同じ服なのに食事は豪華など）。

【授業】

- 中学家庭科の教科書を参考にしている。
- 情報モラル教育として指導
- 個々の児童・生徒の課題や支援で必要に合わせて扱っている。

【その他】

- トラブルは経験していない生徒に教えるのが難しい。知的障害のある場合は特に「経験」が大切。対処法を含め、本物が実感できる機会が欲しい。
- 自分のスマートフォンで課金について体験できるアプリが欲しい。
- 地方では学校の近くにコンビニやスーパーなどが多く買い物学習したくてもできない。
- 生徒の多くが重度重複の障害があり、お金の学習等に取り組める生徒は少数である。
- 在籍する高等部の生徒は、生活能力が最も高いグループで小学校5年生くらいのこと理解できるとS-M社会生活能力検査等から判断して授業を組んでいる。
- 全員に必要とは言えないかもしれないが、企業に就労し、将来一人暮らしを考えられる生徒たちにお金の勉強は必要。
- 中学部の生徒は障害の程度や発達段階的にお金の使い方に関する授業というより、金額の金種の区別や、その金額で何が買えるかといった段階の生徒が多い。
- 学年生活年齢にあわせて学習テーマは変わるが、小中高の各段階で全ての項目は必要。

2-2 外部の講師や機関の活用、地域の連携者との協力体制

①外部の講師や機関の活用状況

授業等で活用している講師や機関について、過去3年度以内の状況を4件法（活用していない／あまり活用していない／ときどき活用している／よく活用している）で尋ねたところ、「消費生活センター」「金融広報委員会」「労政事務所」「金融機関」「ハローワーク」「(スマホ安全教室等の)電気通信事業者」「弁護士・司法書士会」の中央値は全て1で高くはなかった（「その他」を除く）。（表12）

表12 授業等で活用している外部の講師や機関（過去3年以内）

項目	中央値	活用して いない		あまり活用 していない		ときどき活用 している		よく活用 している		合計
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	
消費生活センター(消費生活相談員等)	1	439	73.2	43	7.2	95	15.8	23	3.8	600 100.0
金融広報委員会(金融広報アドバイザー)	1	535	93.0	20	3.5	16	2.8	4	0.7	575 100.0
労政事務所(社会保険労務士等)	1	518	89.8	26	4.5	26	4.5	7	1.2	577 100.0
銀行・郵便局等の金融機関	1	425	72.5	44	7.5	95	16.2	22	3.8	586 100.0
電気通信事業者(スマホ安全教室等)	1	349	59.7	50	8.5	135	23.1	51	8.7	585 100.0
ハローワーク	1	318	53.0	47	7.8	171	28.5	64	10.7	600 100.0
弁護士会・司法書士会	1	524	92.7	17	3.0	23	4.1	1	0.2	565 100.0
その他	1	146	69.5	9	4.3	46	21.9	9	4.3	210 100.0

授業等で活用している講師や機関について属性別にみると、性別では「ハローワーク（有意水準0.1%、P=0.000）」と「労政事務所（有意水準5%、P=0.012）」で有意な違いがあったが、これも進路指導担当の66.3%が男性であるという本調査の属性に影響を受けているためである。続いて、年齢では「金融広報委員会（有意水準5%、P=0.021）」と「電気通信事業者（有意水準5%、P=0.021）」で有意な差が認められたが、在職年数では差はなかった。地域では「消費生活センター（有意水準1%、P=0.003）」「労政事務所（有意水準1%、P=0.009）」「弁護士会・司法書士会（有意水準1%、P=0.004）」の活用で、生徒数規模では「電気通信事業者（有意水準1%、P=0.003）」で有意差が認められた。（表13）

表 13 授業等で活用している外部の講師や機関（過去 3 年以内）（属性別）

		人数	統計量	p 値
性別 ×	消費生活センター(消費生活相談員等)	599	0.775	0.438
	金融広報委員会(金融広報アドバイザー)	574	0.440	0.660
	労政事務所(社会保険労務士等)	576	-2.511	0.012 *
	銀行・郵便局等の金融機関	586	-0.649	0.516
	電気通信事業者(スマホ安全教室等)	584	-0.379	0.705
	ハローワーク	599	-3.493	0.000 ***
	弁護士会・司法書士会	564	-0.754	0.451
年齢 ×	その他	573	1.286	0.199
	消費生活センター(消費生活相談員等)	590	1.728	0.422
	金融広報委員会(金融広報アドバイザー)	566	7.715	0.021 *
	労政事務所(社会保険労務士等)	568	0.300	0.861
	銀行・郵便局等の金融機関	577	1.784	0.410
	電気通信事業者(スマホ安全教室等)	576	7.761	0.021 *
	ハローワーク	590	0.373	0.830
在職年数 ×	弁護士会・司法書士会	557	2.900	0.235
	その他	208	1.009	0.604
	消費生活センター(消費生活相談員等)	589	0.526	0.769
	金融広報委員会(金融広報アドバイザー)	565	1.493	0.474
	労政事務所(社会保険労務士等)	566	0.448	0.799
	銀行・郵便局等の金融機関	575	2.704	0.259
	電気通信事業者(スマホ安全教室等)	574	0.986	0.611
地域 ×	ハローワーク	588	1.033	0.597
	弁護士会・司法書士会	556	0.736	0.692
	その他	207	3.239	0.198
	消費生活センター(消費生活相談員等)	599	23.343	0.003 **
	金融広報委員会(金融広報アドバイザー)	574	13.718	0.089
	労政事務所(社会保険労務士等)	576	20.258	0.009 **
	銀行・郵便局等の金融機関	586	8.937	0.348
生徒数規模 ×	電気通信事業者(スマホ安全教室等)	584	5.114	0.745
	ハローワーク	599	7.590	0.475
	弁護士会・司法書士会	564	22.305	0.004 **
	その他	210	14.630	0.067
	消費生活センター(消費生活相談員等)	593	8.001	0.156
	金融広報委員会(金融広報アドバイザー)	567	20.46	0.843
	労政事務所(社会保険労務士等)	571	5.233	0.388
	銀行・郵便局等の金融機関	580	3.126	0.681
	電気通信事業者(スマホ安全教室等)	579	18.352	0.003 **
	ハローワーク	594	9.431	0.093
	弁護士会・司法書士会	559	3.140	0.678
	その他	207	7.941	0.160

性別は Mann-Whitney U 検定、性別以外は Kruskal-Wallis の H 検定を適用

項目ごとに無回答を除いて作表

***p≤0.001, **p≤0.01, *p≤0.05

②地域の連携者と協力体制

学校生活や進路に関する地域の連携先について、4 件法（連携していない／あまり連携していない／ときどき連携している／よく連携している）で質問したところ、中央値 4 「障害者就業・生活支援センター」「相談支援事業所」「福祉施設」「ハローワーク」と高く、中央値 3 には「障害福祉課等ケースワーカー」「地域障害者職業センター」と続いた。中

央値2が「商工会」、上記以外の「職親会（しょくおやかい：障害者雇用に関わる取り組みを行なう事業主の団体）」「弁護士会等」「消費生活センター」については中央値が1と低い結果となった。自由記述欄には、就労移行支援事業所、児童相談所、児童・生徒が入院している病院、職業訓練校、聴覚情報センター、税理士などの記入があった。（表14）

表14 学校生活や進路の連携者と協力体制

項目	中央値	連携していない		あまり連携していない		ときどき連携している		よく連携している		合計
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	
障害福祉課等ケースワーカー	3	97	14.9	84	12.9	226	34.7	245	37.6	652 100.0
障害者就業・生活支援センター	4	69	10.3	51	7.6	175	26.0	378	56.2	673 100.0
地域障害者職業センター	3	112	16.9	126	19.0	250	37.8	174	26.3	662 100.0
相談支援事業所	4	52	7.8	47	7.0	209	31.2	362	54.0	670 100.0
福祉施設	4	44	6.5	30	4.5	135	20.0	465	69.0	674 100.0
ハローワーク	4	81	12.2	53	8.0	152	22.9	378	56.9	664 100.0
商工会	2	319	49.6	207	32.2	102	15.9	15	2.3	643 100.0
職親会	1	478	77.1	92	14.8	33	5.3	17	2.7	620 100.0
弁護士会・司法書士会	1	534	82.9	86	13.4	23	3.6	1	0.2	644 100.0
消費生活センター	1	424	65.1	125	19.2	88	13.5	14	2.2	651 100.0
その他	1	57	71.3	3	3.8	8	10.0	12	15.0	80 100.0

属性別に検討すると、性別では「障害者就業・生活支援センター」「相談支援事業所」「福祉施設」「ハローワーク」「商工会」の5つで有意差が認められた（有意水準0.1%、P=0.000）。「地域障害者職業センター（有意水準1%、P=0.003）」と「弁護士会・司法書士会（有意水準5%、P=0.021）」でも性別での違いがあったが、いずれにしても進路指導担当の66.3%が男性である本調査の属性が影響している。年齢では「相談支援事業所」で有意な差が認められたが（有意水準5%、P=0.032）、在職年数では差はなかった。地域では「障害福祉課等ケースワーカー（有意水準0.1%、P=0.000）」「障害者就業・生活支援センター（有意水準0.1%、P=0.001）」「地域障害者職業センター（有意水準5%、P=0.043）」「相談支援事業所（有意水準5%、P=0.028）」「ハローワーク（有意水準0.1%、P=0.001）」「職親会（有意水準0.1%、P=0.000）」「消費生活センター（有意水準0.1%、P=0.006）」の連携で有意な差があった。生徒数規模では「障害福祉課等ケースワーカー」「障害者就業・生活支援センター」「地域障害者職業センター」「相談支援事業所」「福祉施設」「ハローワーク」の5つで有意な差があった（有意水準0.1%、P=0.000）。「商工会（有意水準5%、P=0.014）」と「その他（有意水準1%、P=0.006）」でも有意差が認められた。学校生活や進路に関する地域の連携先については、性別に加えて地域と生徒規模数で状況が異なることが明らかになった。（表15）

表 15 学校生活や進路の連携者と協力体制（属性別）

		人数	統計量	p 値
性別 ×	障害福祉課等ケースワーカー	651	-1.778	0.075
	障害者就業・生活支援センター	672	-6.097	0.000 ***
	地域障害者職業センター	661	-2.990	0.003 **
	相談支援事業所	669	-4.461	0.000 ***
	福祉施設	674	-4.946	0.000 ***
	ハローワーク	666	-6.553	0.000 ***
	商工会	642	-4.406	0.000 ***
	職親会	619	-0.061	0.952
	弁護士会・司法書士会	643	2.308	0.021 *
	消費生活センター	651	1.798	0.072
年齢 ×	障害福祉課等ケースワーカー	640	5.271	0.072
	障害者就業・生活支援センター	661	3.782	0.151
	地域障害者職業センター	650	4.35	0.114
	相談支援事業所	658	6.873	0.032 *
	福祉施設	663	3.713	0.156
	ハローワーク	655	3.236	0.198
	商工会	632	1.012	0.603
	職親会	609	3.313	0.191
	弁護士会・司法書士会	633	1.312	0.519
	消費生活センター	640	3.399	0.183
在職年数 ×	障害福祉課等ケースワーカー	641	3.131	0.209
	障害者就業・生活支援センター	661	2.930	0.231
	地域障害者職業センター	650	2.572	0.276
	相談支援事業所	658	3.689	0.158
	福祉施設	663	2.12	0.347
	ハローワーク	656	2.317	0.314
	商工会	632	0.949	0.622
	職親会	608	0.009	0.995
	弁護士会・司法書士会	633	1.108	0.575
	消費生活センター	640	0.085	0.958
地域 ×	障害福祉課等ケースワーカー	651	63.695	0.000 ***
	障害者就業・生活支援センター	672	25.315	0.001 ***
	地域障害者職業センター	661	15.929	0.043 *
	相談支援事業所	669	17.167	0.028 *
	福祉施設	674	14.719	0.065
	ハローワーク	666	27.606	0.001 ***
	商工会	642	3.662	0.886
	職親会	619	43.825	0.000 ***
	弁護士会・司法書士会	643	14.316	0.074
	消費生活センター	651	21.372	0.006 **
生徒数規模 ×	障害福祉課等ケースワーカー	642	38.235	0.000 ***
	障害者就業・生活支援センター	663	50.764	0.000 ***
	地域障害者職業センター	654	51.201	0.000 ***
	相談支援事業所	660	27.202	0.000 ***
	福祉施設	664	45.600	0.000 ***
	ハローワーク	659	38.590	0.000 ***
	商工会	636	14.351	0.014 *
	職親会	613	9.272	0.099
	弁護士会・司法書士会	637	5.328	0.377
	消費生活センター	644	6.223	0.285
	その他	78	16.516	0.006 **

性別は Mann-Whitney U 検定、性別以外は Kruskal-Wallis の H 検定を適用

項目ごとに無回答を除いて作表

***p≤0.001, **p≤0.01, *p≤0.05

3 考察

3-1 特別支援学校における生活とお金に関する授業について

①調査結果のまとめ

特別支援学校における生活とお金に関する授業は、先行実施した関東地方の調査結果と同様、その重要性は強く意識されていた。生活とお金に関する授業や講座が生徒に必要だと感じるのは「授業の場面」「授業以外の学校生活」「家庭生活」であるとの回答が6割程度と高かったが、「家庭生活」については保護者と卒業生でもその必要性を感じる教員が5割近くに上った。お金に関する授業等は、関東と同様に全国でも9割の教員が実施していた。さらに科目ごとに尋ねたところ、「算数・数学」「進路学習」「校外学習」「生活単元学習」「日常生活の指導の場面」で実施している学校の割合が高かった。家庭科、社会、校外学習、生活単元学習における生活とお金に関する授業等の実施には地域による違いがあること、進路学習における実施には生徒数の規模も関連があることがわかった。

授業等で外部の講師や機関の活用をしている割合は高くないが、消費生活センター、労政事務所、弁護士会・司法書士会の活用には地域差があり、電気通信事業者の活用は生徒数の規模で違いがあった。お金の使い方に関する授業等で取り扱いテーマについては、相対的に「買い物の方法」「生活費やこづかいの管理」「キャッチセールスなどの消費者トラブル」「スマホなどの消費者トラブル」を望む割合が高かったが、抽象的な概念の理解が必要な「税金や社会保険のしくみ」「電子マネーのしくみ」「クレジットのしくみ」も求められていた。

学校生活や進路に関する地域の連携先については、「障害者就業・生活支援センター」「相談支援事業所」「福祉施設」「ハローワーク」の回答が比較的高く、「障害福祉課等ケースワーカー」「地域障害者職業センター」といった就労や福祉に関連する機関が続き、「弁護士会等」や「消費生活センター」の割合は低かった。地域と生徒規模数によって活用の状況に差があった。消費生活センターが特別支援学校における地域の連携先として活用されるためには、センターを活用することのメリットや利用方法の具体的な紹介といった働きかけをしたり、就労や社会福祉の領域との連携を試みるのも方法である。学校側にとっても、卒業後を見据えた就労と社会福祉の関連機関との連携に加え、消費生活に関わる機関も加えることで、生徒や卒業生が地域で安全に暮らすための後押しが可能となる。

②特別支援学校の金銭管理に関する授業で役立つ教材

特別支援学校における生活とお金に関する授業は算数や数学などの教科教育や、進路学習、校外学習、生活単元学習など生徒に応じて領域や教科を合わせた形での実施が多くみられた。各校で規模や環境、在校生の事情が大きく異なることから、障害の種類や程度、生活経験に合わせた調整のしやすい教材が求められており、教科横断的な素材で、買い物学習など目的に特化した細かいユニット型の教材が望まれている。繰り返して学習したり、抽象的な内容は視覚化するなどの工夫が求められる生徒に対する「見やすさ」「わかりや

すさ」「使いやすさ」に配慮をした教材の開発が求められている。生徒たちの携帯電話やスマートフォンの所持率が高まり、オンラインゲームは余暇の過ごし方として浸透し、交通サービスの利用や買い物をするときに電子マネーを使用する頻度は増えている。今日の状況にあった形で、消費者トラブルの未然防止のみならず、社会に出てからの自立を目指して、契約トラブル事例やお金の使い方などについてわかりやすく学習できる教材が期待されている。

3-2 外部機関や地域の連携先との関わりについて

①社会資源としての消費生活センター

今回の調査結果では、特別支援学校がよく連携している社会資源として「障害者就業・生活支援センター」「相談支援事業所」「福祉施設」「ハローワーク」が明らかになった。これは特別支援学校が生徒の卒業後の進路先の確保を最優先に考えている結果であるともいえる。一方で、授業等において「消費生活センター」の活用が進んでいない背景には次のことが考えられる。第1に、障害の程度に応じた説明を外部機関（ここでは消費生活センター）ができるのか、学校側が懸念していると推察される。本人がどこまで理解し、どこから理解できないのか、理解力に個人差があることから一般的な啓発講座がどの程度効果があるのか、学校現場で推し量っているといえる。第2に、仮に「消費生活センター」を活用した授業を行ったとしても、継続的な授業ではなく単発的になる可能性が高いため、生徒の理解がどの程度深まるのか、不安視されているのではないかと思われる。そのため、消費生活センターの出前講座の内容を学校現場で工夫し、教員誰もが授業で活用できる内容に変えていくことが求められてくるだろう。消費生活センターが特別支援学校に出向いて実施している講座などの先駆的な取り組み¹³⁾について、他の消費生活センターと情報が共有できる機会は、障害のある生徒と彼らを見守る地域全体にとって意義深いことである¹⁴⁾。

②地域で暮らし続けるための学校教育－就労と金銭管理の支援

本来であれば生徒への就職支援と金銭管理教育は一体的に行うことが望ましい。就労するということは、すなわち一定の収入を確保することを意味し、消費活動の観点から金銭管理の問題は日常生活を送る上で必要不可欠だからである。実際に社会人となった知的障害者の消費者トラブルは全国各地で指摘されており、その対応に苦慮しているのが実情である¹⁵⁾。これまで障害者の金銭管理については、教育という観点に力点を置かず、保護という名のもとに福祉サービスにおいて通帳の預かりサービスなどを行っていた。その背景には、2000（平成12）年以降の社会福祉基礎構造改革によって障害者福祉サービスが措置から契約へ移行したことに伴い、障害者を消費者と位置づけたことによって消費者保護の観点が重要視されてきたことがあげられる。教育機関で本人の潜在能力を引き出す十分な金銭管理教育を受けず、卒業後に本人の能力如何に関係なく第三者が金銭管理を担うケースはこれまで少なくなかったのではないだろうか。最近では生活困窮者自立支援制度

に家計相談支援が事業化され、本人の家計を含めた生活課題を一体的に支援していく動きがみられているが、自ら家計管理ができるようになるまでには、本人の能力を見極めた粘り強い支援が必要とされ、時間を要するケースが多いと指摘されている¹⁶⁾。これらの点を踏まえれば、特別支援学校の在学期間中に金銭管理教育を積極的に推進する意義はあると考えられる。

特別支援学校の卒業後は、本人の能力に応じた金銭管理支援が必要になっている。本人の能力を見極め、意思を尊重しながら支援をしていく過程には家族や施設職員が含まれることになるが、就労先の関係者の理解と協力も求められてくるだろう。知的障害者を雇用する会社の中には、預金を希望する従業員に本人の同意のもと預金用通帳を開設し、あらかじめ預金分を差し引いて給与を支給する仕組みを探っているところもある¹⁷⁾。本人の金銭管理の一部を会社が担っているという意味では、社会資源として就労先の活用という事例である。障害者の雇用法制では法定雇用率の引き上げなど雇用拡大が図られる一方で、自らの生活収入をどのように管理するのか、就労と金銭管理を車の両輪として捉えていくことが学校現場に求められてくるだろう。

おわりに

国民生活センター『消費生活センターにおける障がい者対応の現況調査』によると、障がい者や支援者への消費者トラブル防止のための啓発事業を行ったというセンターが45.0%あった一方で、啓発事業を実施していないセンターも54.8%を占めた¹⁸⁾。実施していない理由として「障がい者関係の専門知識が不足している」「行政の支援を受けていない障がい者や家族に情報を届けることが難しい」という回答が半数近くあった。啓発事業をしているセンターでは事前に打ち合わせをしたり、教材を工夫しているという回答も寄せられた。全国の消費生活センター等に寄せられる「心身障がい者関連」の相談をみると「本人が相談を寄せた割合」が60%、「本人とは別の人と相談を寄せた割合」は40%であった¹⁹⁾。「全ての消費生活相談」では、本人による相談が82%、本人とは別の人による相談が18%であることから、心身障がい者関連の相談については、見守りをする人が本人に代わって相談を寄せる割合が相対的に高く、問題の解決には当事者の「消費者力」を高めることに加え、信頼できる周囲の人につながる力が必要なことを意味している。

障害者の法定雇用率は2018年4月から民間企業で2.2%となり、特別支援学校高等部の卒業生の中には給与生活をスタートする人もいる。特別支援学校高等部の卒業は消費者教育を実施する上で大切なタイミングの一つであり、日頃からおこづかいで買い物をしているような生徒には卒業を目指して、電子マネーの使い方や消費者トラブルを未然に防ぐための学習を重ねることが重要である。20歳を迎えると障害基礎年金を受給したり、成人として契約上の責任が求められるようになり、福祉就労や一般就労を経験して具体的な金銭感覚が身についてくる時期もある。キャッチセールスやマルチ商法といった若者に多い消費者トラブルも身近になる頃なので、学校によって開催されることもある「成人を祝う会」などの機会に消費生活センターが広報活動をするなど、積極的な関与が期待される。

加えて、親元を離れてグループホームや一人暮らしをするタイミングも、その後の長い人生のあり方に大きく影響することから、当事者に適した金銭管理の方法を具体的に習得するのに肝要な時期といえる。こうした機会にどれだけ家族や支援者、地域が寄り添えるか、どれだけ消費生活に関わる地域の「安全網」が機能しているかが今、問われているのである。

付記

本研究は JSPS 科研費 JP16K12690 の助成を受けたものです。

[注]

- 1) 竹田亜古・田部絢子・高橋智 (2009) 「知的障害特別支援学校における家庭科教育の意義・役割に関する検討－高等部在籍生徒のニーズ調査から－」, 『東京学芸大学紀要 総合教育科学系』第 60 集, pp.365-387
- 2) 大隅順子 (2011) 「特別支援学校中学部における家庭科教育の課題－過去 15 年間を振り返って－」, 同志社女子大学生活科学, vol.45, pp.73-77
- 3) 吉本敏子 (2010) 「知的障がい者の消費者教育」, 『中部消費者教育論集』, 第 6 号, pp.27-36
- 4) 有元康一 (2004) 「値段を書く能力の向上を意識した買い物学習—位取り表を活用して 3 位数までを扱った『数学』の時間における指導』『岐阜大学教育学部障害児教育実践センター年報』11 号, pp.43-51
- 5) 坂井聰・宮崎英一・二宮綾子 (2012) 「自閉症と知的障害のある児童への携帯電話を利用した買い物指導」, 日本教育工学会『日本教育工学会論文誌』36 号, pp.13-16
- 6) 高橋玲・飯塚幹雄・松本優 (2001) 「知的障害児に対する金銭処理の系統的な指導について」『群馬大学教育実践研究』18 号, pp.241-257
- 7) 名川勝・堀江まゆみ・於保真理 (2003) 「知的障害者の地域生活における消費トラブルに関する研究」, 筑波大学心身障害学系『心身障害学研究』, 27, pp.135-146
名川勝・堀江まゆみ・佐藤彰一 (2005) 「知的障害のある人の消費トラブルに対する支援と研究」, 『発達障害研究』27 卷 3 号, pp.17-24
佐藤彰一・名川勝・堀江まゆみ (2005) 「発達障害者の消費者トラブル—その実態と法的・生活支援のあり方」, 国民生活センター『国民生活研究』44 卷 4 号, pp.37-59
- 8) 渡辺大倫・笠原芳隆 (2011) 「ICF を参照した重度・重複障害児の自己決定の機会とその規定要因の検討」, 『特殊教育学研究』, Vol.49, No. 5, pp.469-479
- 9) 佐分厚子 (2016) 「知的障害者消費者行動意思決定支援に対する支援者の意識」, 同志社大学社会学会『評論・社会科学』118 号, pp.29-45
- 10) 手嶋雅史 (2007) 「知的障害者における消費者支援の実践研究」, 『人間福祉学会誌』7 卷 1 号, pp.113-120
- 11) 小野由美子 (2016) 「特別支援学校における家計管理に関わる教育支援の現状と課題」, 日本消費者教育学会『消費者教育』, 第 36 冊, pp.129-136

- 12) 小野由美子(2016)「特別支援学校の教員を対象にした家計管理の支援と教育に関する聞き取り調査」、東京家政学院大学『紀要』、第 56 号、pp.53-57
- 13) 名古屋市消費生活センター(2014)「知的障がい者向け講座『あなたの大切なお金を守るために』～ロールプレイングで断り方を学ぶ～」、国民生活センター『国民生活』2014 年 1 月、pp.30-32
小野由美子(2016)「特別支援学校における家計管理に関わる教育支援の現状と課題」、日本消費者教育学会『消費者教育』、第 36 冊、pp.129-136
- 14) 国民生活センターでは、特別支援学校等に在籍する生徒を対象とする消費者教育に携わる講師養成講座を 2017 年 11 月 1 日と 2 日に初めて実施した。消費者行政職員や消費生活相談員等が、専門家の講義や先進的な取り組みの事例紹介を受けて、各地域での取り組むためのヒントを得る機会となっていた。
- 15) 知的の親の会として発足した「熊本市手をつなぐ育成会」によれば、携帯電話契約に関するトラブル（20 代男性、療育手帳 B1）や Wi-Fi 契約トラブル（40 代男性、療育手帳 A2）をはじめ、化粧品のキャッチセールス被害（20 代女性、療育手帳 B2）や消費者金融のキャッシングトラブル（20 代女性、療育手帳 B2）など、知的障害者の消費者トラブルが指摘されており、本人がどこに相談すればよいのか分かっていないとの指摘がされている。詳しくは、熊本県弁護士会ほか主催「地域で防ごう！消費者被害 in 熊本」資料集（2018 年 2 月 17 日、尚絅大学九品寺キャンパス）28 頁以下を参照。
- 16) 川崎孝明・川口恵子(2017)「生活困窮者における家計管理支援方法の検討～ソーシャルワークの視点を活用したチームアプローチの事例より～」、『尚絅大学研究紀要 A. 人文・社会科学編、B. 自然科学編』、第 49 号、pp.43-57
- 17) 知的障害者を積極的に雇用している企業のひとつで、公共施設の維持管理業務を請け負う大阪府の A 社へのヒアリングによれば、本人の就労面と生活面の相互支援の重要性を認識し、給与の一部を預金に回す支援を行っているという。
- 18) 国民生活センター(2017)『消費生活センターにおける障がい者対応の現況調査』、pp.16-21
- 19) 国民生活センター・前掲注、p.58